



問題だらけ

家賃減免の見直し



今年の8月、市営住宅家賃減免の見直しに対する「答申」が公表されました。多くの問題点をかかえた「答申」内容です。主な問題を整理してみました。

◎ 高齢者控除の廃止で、65歳以上の世帯の適用基準が引き下がる

(家賃減免の適用基準の上限の目安)

	3人世帯	65歳未満の2人世帯	65歳以上の2人世帯	65歳以上の単身
現行制度	255.7万円以下	204.0万円以下	274.0万円以下	221.0万円以下
見直し案	261.1万円以下	208.0万円以下	246.8万円以下	208.0万円以下

(政令月収：現行 72,000円、見直し案 74,000円で計算)

◎ 80%・70%減額廃止で減免世帯の約8割で家賃負担が1.9倍に引きあがる

< 現行 >

< 見直し案 >

政令月収	減免率	対象世帯	平均負担額と率	政令月収	減免率	対象世帯	平均負担額と率	倍率
0	100	244	0円	0	100	244	0円	
0 ~18,000	80	5,619	4,580円 (3.6%)	0 ~28,000	60	6,165	8,800円 (6.8%)	1.9
18,001 ~27,000	70	506	6,813円 (4.3%)	28,001 ~43,000	40	723	13,413円 (7.8%)	1.2
27,001 ~36,000	60	442	8,844円 (5.3%)	43,001 ~58,000	20	456	18,255円 (9.9%)	1.0
36,001 ~45,000	40	444	13,554円 (7.6%)	58,001 ~74,000	10	252	20,718円 (10.3%)	1.0
45,001 ~54,000	20	278	18,206円 (9.7%)	平均		7,840	9,884円 (7.3%)	1.5
54,001 ~72,000	10	309	20,849円 (10.5%)					
平均		7,840	6,450円 (4.8%)					

◎ あやうい医療費控除

答申では、「還付額の捕捉が困難であるなど、控除額が適正に把握できない場合があることから、そのあり方について検討が必要」とあります。「答申」は、医療費の還付分は生命保険などからの入院給付金などが正確に記載されているか“疑わしい”ので、見直しが必要と、廃止をにらんでいるのです。

しかし、1つの事例も出されていませんし、今までに一度も“不正”が問題になったことはありません。“難くせ”に等しいものです。確証もなく、推測だけで見直しを提示するのは、公平なやり方とは云えません。



◎すぐに実施が必要

シングルマザー等への「寡婦（夫）控除」の適用
 答申では、「税法上、寡婦（夫）控除の適用を受けることができない、いわゆる『シングルマザー（ファザー）』に対して、『見なし寡婦（夫）控除』を適用するすることの必要性について検討が必要」とあります。

これは、保育料の減免などでは実施されていることです。すぐに実施すべきです。

◎市営住宅の建設と「家賃補助制度」の創設が必要

※ 札幌市は、「市営住宅使用料における減免額が年々増加し、本市の財政を圧迫している」と言って、家賃減免制度の見直しの理由にしています。

⇒ しかし、家賃収入は、H12年（61億円）、H20（62.4億円）、H21年（61.6億円）、H22年（61億円）と、あまり変わりがありません。「本市の財政を圧迫している」という程ひどいとは思われません。理由は根拠が薄弱です。

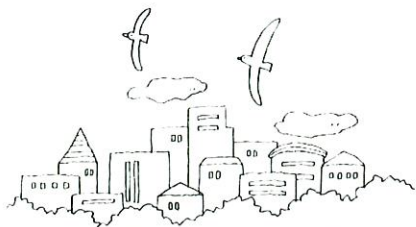
※ 答申では、「入居者と入居していない市民との公平性の確保」のために減免の見直しが必要と言っています。

⇒ しかし、そもそも建設が少ないのではないのでしょうか。

	H19	H20	H21	H22	H23
管理戸数	27,404	27,581	27,556	27,518	27,739
対前年の増減	—	+ 177	- 25	- 38	+ 221

表のように、4年間で335戸しか増えていません。市営住宅の建設を怠ってきたことが、「入居できない人」を増やした原因です。それを、入居者の家賃減免制度のせいにするのは、本末転倒ではないのでしょうか。

全国では、住民の居住の安定と保障のために、公営住宅の建設の他に“家賃補助”を実施している自治体もあります。



調査によると大阪府大阪市、栃木県宇都宮市、東京都台東区などです。

大阪市の制度をご紹介します。

- ・対象者～新婚世帯で収入が年間606万円以下（2人世帯）
- ・内容～家賃5万円を超過する分を補助（但し、1万五千円まで）。
- ・期間～6年間。

入居の抽選にもれた世帯を対象に「家賃補助」を実施してほしいものです。

ふくしの窓

< 2012年 09月号外 >

北海道生活と健康を守る会連合会（道生連）
 札幌市西区八軒8条東5丁目4-18
 ☎ (011) 736-1722
 FAX (011) 736-1688
 メールアドレス: doseiren@joy.ocn.ne.jp